

2025年2月21日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

関係者の処分に関するお知らせ

当社は、2024年11月12日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2024年11月13日付「(開示事項の経過)特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、調査委員会による調査報告書(以下、「調査報告書」といいます。)で指摘されている法令違反・社内規定違反等の疑いのある関係者の処分について、当社と特別な利害関係のない弁護士による調査・検討を行いました。その第三者弁護士からの意見書と当社指名報酬委員会において慎重かつ厳正な審議を行いました。

その結果、調査対象者に対する社内処分の要否について報告を受け、2025年2月21日開催の取締役会において、下記のとおり関係者の処分に関して決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主の皆様をはじめとする投資家、市場関係者およびお取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げますとともに、役職員一同、コンプライアンスの徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善をつくしてまいります。何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当社役員の処分等について

(1) 取締役

代表取締役社長矢尾板裕介に関する第三者弁護士からの意見の概要は次のとおりです。

(意見)

「PXCの取締役として、本件取引(末尾に定義します。)を承認したことにつき善管注意義務違反及びこれに基づく任務懈怠責任が認められる可能性が相当にあるが、適切な後任者が存在することを前提に、取締役を辞任することをもって経営責任を果たすことが考えられるが、他に適切な後任者が存在しない、あるいは、後任者選定のための相応の期間を有すると認められる場合には、かかる対応が必ずしもPXCにおける企業価値の維持・向上の観点から得策とは言えない。本件不祥事(末尾に定義します。)に関与していた事実及び本件不祥事の存在を認識しながら悪意で看過したといった事実は認められていないことから、役員報酬の減額など相当と認められる手段によって経営責任を明確化することを条件に残留させることも否定されるものではない。」

上記の第三者弁護士の意見書記載の内容を踏まえ、前代表取締役社長等に対する牽制を働かせる役割が不十分であったことから、経営責任を明確にするため、以下のとおりといたします。

代表取締役社長 矢尾板 裕介 月額基本報酬を 30%減額 (3 ヶ月)

当社社外取締役に関する第三者弁護士からの意見の概要は次のとおりです。

(意見)

「当社の社外取締役については、いずれも2022年3月31日付リリース後に就任しており、本件取引の基となる売買契約本体の締結については、既にそれ以前(2021年9月16日)に完了してしまっていた。一方、本件取引の承認時においては、矢尾板氏においてPXEにおける吉田氏の業務執行が適切に監視されていると期待することが正当化され得る状況にあったといえる。その点、本件取引の承認に係る取締役会以前の段階で、社外取締役らにおいては、吉田氏に加えて矢尾板氏が反対していなかったこと、比較的任期の長い常勤監査役の櫻井氏からも異議が唱えられていなかったことから、特段、吉田氏らの提案内容に疑問を抱くことなく賛成票を投じることもやむを得ない面があったといえ、本件取引の承認に漫然と賛成票を投じたといった、監視義務違反を放棄していると同視しうる事情がない限り、取締役として監視義務違反が高くないと考えられ、経営責任を求めることが相当であるとまでは言えない。」

上記の第三者弁護士の意見書記載の内容を踏まえ、業務執行を適切に監視するため厳格なモニタリングを継続的に実施し、今後の再発防止策を徹底する観点から、報酬の自主返上をすることといたしました。

取締役 西牧 佑介 月額基本報酬を 10%自主返納 (2 ヶ月)

取締役 松田 元 月額基本報酬を 10%自主返納 (2 ヶ月)

当社社外取締役片田朋希氏に関する第三者弁護士からの意見の概要は次のとおりです。

(意見)

「本件取引に関して上記社外取締役と同様に取締役として監視義務違反が高くないと考えられ、経営責任を求めることが相当であるとまでは言えない。しかし、調査報告書に記載のある片田氏が代表を務める企業に対する業務委託に実体が伴っていたか否かの問題や片田氏個人への資金流入の問題について疑念が払しょくできていないことから、片田氏が当社社外取締役として善管注意義務を適切に果たすことに支障がないとは言い切れず、疑念を完全に払しょくすることができない以上、その真偽に関わらず当社の取締役の職を退くことが相当である。」

上記の第三者弁護士の意見書記載の内容を踏まえ、当社指名報酬委員会の検討過程において第三者弁護士の意見書により、一般株主等の外部者からみて、その適格性に不安が残ることからその内容を受け止め辞任の意思を固め、本人から辞任の申し出があり、これを受理いたしました。

取締役 片田 朋希 辞任 (辞任日付 2025年2月21日)

(2) 監査役

当社常勤監査役櫻井紀昌氏に関する第三者弁護士からの意見の概要は次のとおりです。

(意見)

「当社の常勤監査役として、本件取引の承認プロセスが形骸化していた点について意義を認めなかったことにつき善管義務違反及びこれに基づく任務懈怠責任が認められる可能性が相当にあるが、適切な後任者が存在することを前提に、監査役を辞任することをもって経営責任を果たすことが考えられるが、他に適切な後任者が存在しない、あるいは、後任者選定のための相応の期間を有すると認められる場合には、役員報酬の減額など相当と認められる手段に

よって経営責任を明確化することを条件に残留させることも否定されるものではない。」

上記の第三者弁護士の見解記載の内容を踏まえ、前代表取締役社長等に対する牽制を働かせる役割が不十分であったことから、経営への監督責任を明確にするため、以下のとおりいたします。

常勤監査役 櫻井 紀昌 月額基本報酬を 20%減額 (3ヶ月)

当社社外監査役藤田博司氏に関する第三者弁護士からの意見の概要は次のとおりです。

(意見)

「当社の監査役として、本件取引の承認プロセスが形骸化していた点について意義を認めなかったことにつき善管義務注意違反及びこれに基づく任務懈怠責任が認められる可能性が相当にあるが、比較的任期の長い常勤監査役からも特別意義が唱えられていなかった点において一定の酌量の余地はあり、役員報酬の減額など相当と認められる手段によって経営責任を明確化することを条件に残留させることも否定されるものではない。」

上記の第三者弁護士の見解記載の内容を踏まえ、前代表取締役社長等に対する牽制を働かせる役割が不十分であったことから、経営への監督責任を明確にするため、以下のとおりいたします。

監査役 藤田 博司 月額基本報酬を 10%減額 (3ヶ月)

当社社外監査役日笠真木哉氏に関する第三者弁護士からの意見の概要は次のとおりです。

(意見)

「本件取引の基となる売買契約本体の契約を含め本件取引以外の太陽光発電取引に係る契約は就任前にいずれも完了しており、2022年2月の再発防止策に関する意見を出す旨の決議にも参加していないことから、監査役としての善管注意義務違反が認められる可能性は高くないと考えられるため、経営責任を求めることが相当であるとはまでは言えない。」

上記の第三者弁護士の見解記載の内容を踏まえ、業務執行を適切に監視するため厳格なモニタリングを継続的に実施し、今後の再発防止策を徹底する観点から、報酬の自主返上をすることといたしました。

監査役 日笠 真木哉 月額基本報酬を 10%自主返納 (2ヶ月)

※本件不祥事：太陽光発電施設等の開発に関わる土地や権利の取得に関する前渡金等の名目で外部の会社に資金流出させていた件

※本件取引：売買契約 2021年9月に締結済みである本件不祥事の一部案件において、変更覚書締結及び中間金の支払を行ったこと（片田氏、松田氏、西牧氏、日笠氏の当社役員の就任は2022年3月である。）

以上